

つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、火の付いたたばこを接触することによる火傷、衣服その他の物品の損傷その他の市民等の身体及び財産に生じる被害であって路上喫煙に起因するもの（以下「路上喫煙による被害」という。）を防止するため、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上喫煙について必要な規制を行い、もって市民等の良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路、公園、広場その他これらに類する公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる場所を除く。）においてたばこを吸う行為及び火の付いたたばこを持つ行為をいう。
- (2) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙による被害を防止するための施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、市が実施する路上喫煙による被害を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止地区の指定等)

第5条 市長は、路上喫煙による被害が発生するおそれが高いと認める地区を路上喫煙禁止地区として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定を変更し、又は解除することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更若しくは解除（以下「指定等」という。）をするときは、あらかじめ、指定等をする旨、指定等をする日、路上喫煙禁止地区の区域その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

（路上喫煙禁止地区内における路上喫煙の禁止）

第6条 何人も、路上喫煙禁止地区内においては、路上喫煙をしてはならない。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第8条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（つくば市きれいなまちづくり条例の一部改正）
- 2 つくば市きれいなまちづくり条例（平成19年つくば市条例第30号）の一部を次のように改正する。